

福岡県働きやすい介護職場認証マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県働きやすい介護職場認証マーク（以下「認証マーク」という。）の使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 認証マークは、福岡県働きやすい介護職場認証マーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めたとおりとする。

(目的)

第3条 認証マークは、福岡県働きやすい介護職場認証制度（以下「認証制度」という。）の認証事業者であることを示すとともに、認証制度の普及啓発を図ることを目的とする。

(認証マークに関する権利)

第4条 認証マークに関する著作権等一切の権利は、福岡県に帰属する。

(使用の資格)

第5条 認証マークを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認証制度の基準を満たし、認証を受けている事業所（認証の有効期間内に限る。）
- (2) その他知事が認めた者

(使用の禁止等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認証マークを使用する者に対し、認証マークの使用を禁止、又は使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用する場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用する場合
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用する場合
- (4) 第三者に貸貸、販売、譲渡する目的で使用する場合
- (5) 福岡県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用する場合
- (6) その他、知事が適当でないと認める場合

(使用料)

第7条 認証マークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、認証マークの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を変更することがないように、ガイドラインに従って、認証マークを使用すること。
- (2) 認証マークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及びその他の知的財産に関する権利の設定又は登録をしないこと。

(使用者の責任)

第9条 使用者がロゴマークの使用により福岡県に損害を与えた場合、知事はその賠償を請求することができる。

2 認証マークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに知事に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、福岡県は損害賠償、損失補償、その他法律上の一切の責任を負わない。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。